**株式移転計画書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、株式移転により設立する株式会社（以下「設立会社」という。）に対して甲及び乙の発行済株式の全部を取得させること（以下「本件株式移転」という。）に関し、以下のとおり計画する。

1. （本契約の目的）

　甲及び乙は、設立会社に対して、各自の全株式を移転する。

1. （設立会社の目的等）
2. 設立会社は以下の事業を営むことを目的とする。
3. ●
4. ●
5. 設立会社の商号は、ZZZ株式会社とする。
6. 設立会社の本店の所在地は、●とする。
7. 設立会社の発行可能株式総数は、●株とする。
8. （設立会社の定款で定める事項）

　設立会社の定款で定める事項は、別紙のとおりとする。

1. （役員）

　設立会社の役員は、以下のとおりとする。

1. 取締役：●
2. 取締役：●
3. 取締役：●
4. 取締役：●
5. 取締役：●
6. 監査役：●
7. （設立会社が交付する設立会社の株式の数）

　設立会社は、普通株式●株を発行する。

1. （資本金及び準備金の額）

　設立会社の資本金と準備金の額は以下のとおりとする。

1. 資本金：●円
2. 資本準備金：●円
3. （株式の割当に関する事項）
4. 本件株式移転の効力発生日を●年●月●日とし、この日を設立会社の成立日とする。
5. 設立会社は、その成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その株式に代わる株式として、それぞれ以下の割合をもって設立会社の株式を割当交付する。
6. 甲の株主に対しては、甲の株式１株について、設立会社の株式●株
7. 乙の株主に対しては、乙の株式１株について、設立会社の株式●株
8. （登記をなすべき時期）

　本件株式移転の登記をなすべき時期は、●年●月●日とする。ただし、株式移転の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本件業務に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。

(1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの

(2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの

(3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

(5) 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの

1. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
2. （反社会的勢力の排除）
3. 甲及び乙は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明及び保証し、本契約締結日以後、上記状態を維持することを誓約する。
4. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求及び暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、又は、これに類する行為を行わないことを誓約する。
5. （費用）

　本契約に別途定める場合を除いて、本契約の締結及び履行にかかる費用については、各自の負担とする。

1. （損害賠償）

　甲及び乙は、本契約に関してその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責に任ずる。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●